

Ⅱ 事業報告

御所・離宮懇談会について

1 概要

京都に所在する京都御所、京都大宮御所、京都仙洞御所、桂離宮及び修学院離宮は、皇室の歴史・文化を体現した皇室施設であり、当事務所は、これら施設の管理を組織の重要業務として担っている。御所・離宮懇談会は、当事務所が、御所・離宮の保存管理上の課題について、有識者から専門的知見に基づく意見を聴取するために設置しているもので、当事務所は、同懇談会で得られた意見を貴重な情報として受け止め、業務運営に生かしている。

2 経緯

京都に所在する御所・離宮は、いずれも明治維新以前の皇室のお住まいや離宮で、皇室の歴史と文化を今に伝える重要な施設であるため、国には、これら施設の保存管理を適切に行い、良好な状態で後の世代に継承していく責務がある。

その責務を担う当事務所は、従前から、伝統的建造物、庭園等の保存管理業務の遂行に当たって、担当組織が持つ経験、ノウハウだけで対処するのは適当でないと判断される場合には、専門家の意見聴取を行ってはいたが、それはあくまで修繕工事等の事案毎に個別限定的に行われてきたもので、中長期的・全体的な計画性の視点において不足していた面があり、その改善が課題と認識されていた。

また、近年、「観光立国」が国の重要施策として掲げられる状況の中で、これら御所・離宮の参観方法が急速に変化したことや、地球規模での気候変動の一環とも考えられる現地周辺の気象条件の変化等が、施設を構成する建物、建具、物品、植物、生物、土壌、水等に大きな影響を及ぼしており、これらの情勢変化の中で、保存と公開を両立させつつ、施設をいかに適切に管理して行くべきかが重要な課題となっていた。

上記課題に対処するため、当事務所は、予算編成等の適切な時期に、年間2回を目途に、諸分野の専門家を集めて意見を聴取し、併せて、個別の重要な工事について、少数の専門家に特定事項に絞って助言を受けられる体制を整備するべく、平成29年（2017）3月に、建築、庭園、美術及び文化の専門家7名から構成される御所・離宮懇談会を設置した^{（註1）}。

3 懇談会委員の構成（五十音順。令和3年2月28日現在）

尼崎博正 氏	京都芸術大学教授（庭園）
池坊由紀（専好）氏	池坊華道会副理事長 華道家元池坊次期家元（文化）
斎藤英俊 氏	京都女子大学客員教授（建築）
佐々木丞平 氏	京都国立博物館館長（美術工芸）

林 良彦 氏	奈良文化財研究所 文化遺産部客員研究員（建築）
森本幸裕 氏	京都大学名誉教授（庭園）
冷泉為人 氏	冷泉家時雨亭文庫理事長（美術）

4 懇談会の開催状況

第1回（平成29年3月8日開催：京都事務所会議室）

議 題 京都御所紫宸殿廻り回廊整備工事
京都御所春興殿整備工事
京都御所紫宸殿御簾修繕工事
桂離宮庭園の保存管理の考え方
京都御所等の障壁画について

第2回（平成29年6月23日開催：京都事務所会議室）

議 題 紫宸殿整備基本構想について
清涼殿の障壁画について
桂離宮松琴亭の襖等について
桂離宮の参観拡充について
修学院離宮のお庭について
平成29年度 京都御所 秋の特別参観について
京都御所等の参観学習について

第3回（平成29年10月10日開催：桂離宮参観者休所）

議 題 桂離宮の庭園について
桂離宮の御殿耐震診断及び参観拡充について
御所離宮の整備計画について
清涼殿模写計画並びに京都御所ほか障壁画修理計画について
「京都御所 宮廷文化の紹介」の開催について
京都御所他参観統計について

第4回（平成30年5月25日開催：京都事務所会議室）

議 題 清涼殿整備計画に伴う設計業務及び障壁画模写事業について
苔マスタープランについて
事業報告について
①春興殿整備工事
②修学院離宮ほか護岸改修その他工事

③桂離宮苑地整備工事

「京都御所 宮廷文化の紹介」及び年報の刊行について
御所離宮の参観について

第5回（平成30年10月5日開催：京都事務所会議室）

議 題 京都事務所所管伝統的木造建築物の耐震性能目標及び耐震診断方法について
平成32年度概算要求案件について

①修学院離宮参観者休所ほか整備工事

②修学院下離宮寿月観柿葺屋根葺替その他整備工事

③仙洞御所又新亭茅葺屋根葺替その他整備工事

苔マスタープラン中間報告について

桂離宮参観拡充について

庭園整備工事の在り方について

清涼殿の保存と公開等について

第6回（令和元年6月28日開催：京都事務所会議室）

議 題 京都御所紫宸殿整備工事に伴う設計業務について

京都大宮仙洞御所の老木について

苔マスタープラン完成報告について

清涼殿障壁画模写事業について

京都御所及び京都大宮仙洞御所の消火設備について

桂離宮の参観拡充について

第7回（令和元年10月17日開催：京都事務所会議室）

議 題 工務課令和3年度概算要求案件について

①修学院離宮参観者休所整備工事

②桂離宮御殿整備工事

林園課令和3年度概算要求案件について

①御所離宮庭園特別保護対策整備工事

②桂離宮苑地整備工事

修学院離宮景観農地における野小屋集約化の状況について

公開管理システムの構築について

京都御所清涼殿模写事業について

宮内庁京都事務所年報の刊行について

第8回（令和2年6月：書面会議〈新型コロナウイルス感染症対策〉）

議 題 修学院離宮及び桂離宮防火設備整備計画について

桂離宮観月会について

桂離宮苑路状況について

「宮内庁京都事務所年報」の創刊について

京都御所障壁画の展示について

京都仙洞御所における京都新城の発見について

新型コロナウイルス感染症対策について

第9回（令和2年11月9日：京都事務所会議室）

議 題 工務課令和4年度概算要求案件について

①修学院上離宮窮邃亭及び千歳橋柿葺屋根葺替その他工事

②京都大宮仙洞御所消火設備整備工事

林園課令和4年度概算要求案件について

①御所離宮庭園特別保護対策整備工事

②桂離宮庭園特別整備工事

清涼殿障壁画模写事業について

京都御所清涼殿桧皮葺屋根葺替に伴うその他工事について

修学院下離宮寿月観整備工事及び京都御所聴雪整備工事について

桂離宮観月会について

参観者数の状況について

高御座等の一般参観の実施について

「京都御所 宮廷文化の紹介」〈令和2年秋〉の実施について



第2回懇談会（京都御所紫宸殿視察）



第2回懇談会（京都御所紫宸殿視察）



第3回懇談会（桂離宮内竹林〈桂垣〉視察）



第3回懇談会（桂離宮月波楼視察）



第4回懇談会（京都御所視察）



第4回懇談会（京都御所清涼殿視察）



第7回懇談会（京都事務所会議室）



第9回懇談会（新型コロナウイルス感染症対策時）

図1 懇談会の様子

5 当事務所の取り組み

上記4に掲げた各議題について委員から得られた助言は、当事務所内で検討の上、極力各事業・業務等に反映させている。以下にいくつかの取り組みを紹介する。

(1) 京都御所等の障壁画について

京都御所は、人数制限のある従来の事前申込による参観から、平成28年7月より人数制限のない自由参観として土曜日、日曜日及び祝日を含めた通年での公開（年末年始、月曜日〈原則〉等を除く）を実施し始め、また、京都仙洞御所、桂離宮及び修学院離宮では、従来の事前申込による参観に加え、同年8月より当日受付を開始するなど、いずれの施設も、近年一層多くの参観者を受け入れている。

御所・離宮の公開時には、参観順路にある建物はできるだけ蔀戸、板戸等を開けるなどして、参観者が建物内部を観察できるよう配慮しているが、その結果、各建物の室内にある障壁画が、外光・外気の影響を受けることが不可避となっている。このため、これら障壁画について、保存との調和を図りながら公開を進めていくための方策が、当事務所の喫緊の課題となっている。

懇談会では、京都御所清涼殿公開の現状並びに障壁画等の公開方法及び保存方法について、当事務所の考えを説明し、各委員から、砂塵の侵入や紫外線の防止対策等について助言を受けた。当事務所は、それを踏まえて、定期的な打ち水を行って、砂塵の飛散・建物内部への侵入を減らす対策をしている。加えて、紫外線透過率を低減する低反射ガラスの導入も検討している。

(2) 苔マスタープランについて

桂離宮の庭園景観の1つである苔地は、気象条件の変化及び周辺地域の宅地化に伴い、乾燥等の環境変化が進んで苔が衰退し、一部裸地化していた。

当事務所では景観を回復するため、苔研究の専門家から助言を受けて、年間を通して苔の盛衰状況を把握・分析するモニタリング調査を実施するとともに、各種試験から得られたデータを分析し、苔マスタープランを作成した。懇談会では、マスタープランに沿って行っている、環境に適した苔の選定や補植用の苔の自家栽培、苔の年間管理方法等を説明し、併せて苔の最新の状況について報告を行った。

各委員からは、この取組に対して好意的な評価が示された。

(3) 修学院離宮及び桂離宮防火設備整備計画について

伝統的木造建造物は、各建物の特性に応じた個別の防火体制を講じる必要がある。修学院離宮及び桂離宮には火災から防護するための防火設備（消火栓・送水管・貯水槽・ポンプ等）があるが、経年による劣化が著しく、送水管の腐食による漏水等の問題が生じていることから、当事務所では、既存消火設備の性能及び問題点について基本調査^(註2)を行ったうえで、送水管

の耐震改修、貯水槽容量の増大、放水銃の更新等を計画している(註3)。

令和2年6月に開催された第8回御所・離宮懇談会は、コロナ禍の中ゆえ、各委員には書面にて、修学院離宮の防火設備整備計画基本調査の結果に基づいた当事務所の考えを示し、各委員から寄せられた書面での質問事項に対し、やはり書面で回答を行った。

委員からは、上記質問に併せ、近隣住居等からの飛び火や一般火災に対する消火設備の設置や御殿等の屋根葺替工事実施時の素屋根の防火対策などについて意見があったので、これを受けて当事務所では、放水銃等の増設や炎感知器の設置などを整備計画に盛り込むこととした。

また、委員からは、御所離宮全般の管理体制及び火災時の参観者の誘導に留意することなど、ソフト面についての助言もあった。これを受け、当事務所では、職員で組織している自衛消防隊による消火器や昇降式放水銃等を使用した消火訓練の頻度を高め、新規に皇宮警察本部京都護衛署と当事務所との2者合同消防訓練を、各施設において年に数回実施することを計画している(註4)。

6 おわりに

当事務所が所管する御所・離宮を取り巻く情勢は年々変化しており、それに従って、各施設は、それぞれに新しい課題に直面している。これらの課題に対する考え方や対処方法を、時宜に即して各分野の専門家である委員から聴取することには、当事務所が、固定観念にとらわれることや独善に陥ることを未然に防ぎ、多角的な視点から物事を捉えて業務を遂行しようとする上で、大きな意義がある。

この御所・離宮懇談会での議論は、毎回、当事務所が謙虚に傾聴すべき専門性豊かな知見に満ちあふれているところであるので、今後も当事務所からの説明・報告を更に工夫するなどして、一層有益な会議となるよう、より良き会運営に努めたい。

(庶務課 米谷有朋)

註

(1) 御所・離宮懇談会の設置に当たっては、下記要項を定めた。

「御所・離宮懇談会設置要項」(平成29年2月14日 宮内庁京都事務所長決裁)

1 目的

御所・離宮の保存管理上の課題について、有識者からの意見を聴取し、業務に反映させる。

2 構成及び運営

- (1) 懇談会の委員は外部有識者で構成し、京都事務所長が委嘱する。
- (2) 懇談会に座長を置き、議事を執り行う。
- (3) 座長は委員の互選により定める。
- (4) その他懇談会の運営上必要な事項については、懇談会で定める。

3 委員の任期

委員の任期については、3年間とする。再任を妨げない。

4 開催時期

- (1) 懇談会は、年間2回を目途に開催する。
- (2) 特に必要がある場合は、臨時に開催する。

5 懇談会の事務

宮内庁京都事務所においてつかさどる。

- (2) 修学院離宮については、令和元年度に基本調査を終了している。桂離宮については、令和3年度に基本調査を実施する予定。
- (3) 修学院離宮については、令和3年度に基本設計、令和4年度に実施設計、令和5年度から令和7年度で工事を実施する予定。桂離宮については、令和5年度に基本設計、令和6年度に実施設計、令和7年度から複数年で工事を実施する予定。
- (4) 京都御所においては、不定期に行ってきた皇宮警察本部京都護衛署と上京消防署との3者合同訓練を、今後定期的に実施することとしている。